第28回食料・農業・農村政策審議会 第36回食料・農業・農村政策審議会企画部会 合同会議

第28回食料·農業·農村政策審議会 第36回食料·農業·農村政策審議会企画部会 合同会議

日時:平成26年1月28日(火)16:31~18:22

会場:農林水産省 講堂

議 事 次 第

- 1. 開 会
- 2. 諮問
- 3. 新たな食料・農業・農村基本計画について
- 4. 平成25年度食料・農業・農村白書の作成について
- 5. 閉 会

【配布資料一覧】

議事次第

委員名簿(本審議会、企画部会)

資料1 諮問文(案)(食料・農業・農村基本計画)

資料2 諮問文(案)(食料・農業・農村白書)

資料3 食料・農業・農村基本計画の見直しに関する審議の進め方(案)

資料4 農林水産業・地域の活力創造プラン(概要・本体)

資料5 パンフレット:新たな農業・農村政策が始まります!!

資料6 「和食;日本人の伝統的な食文化」のユネスコ無形文化遺産登録

資料7 外食メニュー等の不正表示事案及び冷凍食品への農薬混入事案への対応について

資料8 TPP交渉の現状

資料9 平成25年度食料・農業・農村白書の構成(案)

参考資料1 食料・農業・農村をめぐる現状

参考資料 2 平成26年度 農林水産予算の概要

参考資料3 「攻めの農林水産業推進本部」とりまとめ 関係資料

参考資料4 パンフレット:和食

○政策課長 定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会と同企画 部会の合同会議を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、本日はご多忙中にもかかわりませずご参集いただきま して誠にありがとうございます。

本日は、小泉委員、武内委員、松永委員、藻谷委員が所用によりご欠席となっております。出席委員数は17名でございまして、食料・農業・農村政策審議会令第8条第1項の規定による定足数3分の1でございますけれども、満たしておることをご報告いたします。

それでは、この後の司会は審議会会長にお願いいたします。

生源寺先生、よろしくお願いいたします。

○生源寺審議会長 生源寺でございます。どうかよろしくお願いいたします。

本日の会議でございますけれども、18時30分、6時30分までの予定で、議題は、新たな食料・農業・農村基本計画と平成25年度食料・農業・農村白書の作成について、こういうことでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、林農林水産大臣からご挨拶をいただきます。

林大臣、よろしくお願いいたします。

○林農林水産大臣 それでは、着座のままで失礼させていただきます。

食料・農業・農村政策審議会及び企画部会の合同会議の開催に当たり、一言ご挨拶を申 し上げたいと思います。

委員の皆様方におかれましては、日頃より農林水産行政に対して格別なるご高配を賜っておりまして、また、本日はご多用中のところ本会議に出席をいただきましてありがとうございました。

言うまでもないことですが、農業は国の基と言われ、食料生産のみならず、国土保全、 集落機能の維持、こういった多面的な役割を果たしているわけでございます。農業・農村 の現場を取り巻く状況、これも私から申し上げるまでもなく、厳しさを増しておるわけで ございます。基幹的農業従事者の平均年齢66歳、また、耕作放棄地も滋賀県の面積に及ぶ 状態でございますので、こういう現状を克服し、農業・農村の活性化を図っていくことが 待ったなしの課題であると思っております。

一昨年12月にこの農林水産大臣を拝命してから、総理のご指示もありまして、「攻めの 農林水産業」を展開してまいりました。その中で特に強調して参りましたのは、この農林 水産業を産業として強くしていく、いわば、産業政策の部分と、今ほど申し上げました多面的機能、これの発揮を図る、いわば、地域政策、社会政策といったものを車の両輪としてやっていくということを常々言って参りました。

農林水産省で横串を刺して政策を展開できるように「攻めの農林水産業推進本部」を、 私自身が本部長になってつくらせていただきました。さらに、官邸においても、総理を本 部長としていただいております「農林水産業・地域の活力創造本部」を立ち上げていただ きまして、これらの議論を集約して、昨年12月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」 を取りまとめさせていただいたところでございます。

今後、食料・農業・農村基本法に基づく食料・農業・農村基本計画の見直しを進めていくこととしております。基本計画は、言うまでもないことでございますが、今後の農政の基本的な展開方向を示す政策指針として極めて重要なものであると考えております。

今回の見直しに当たりましては、これまでの施策の検証を行いつつ、食料自給率及び食料自給力の取り扱いや農業・農村の所得倍増に向けた道筋、農業構造の展望と具体的な経営発展の姿などについてご専門の先生方に活発なご議論を賜っていただければと考えております。

農林水産業、農山漁村には我が国の成長の糧となる大きな潜在力があると考えております。施策の総動員によって若者たちが希望を持てる強い農林水産業と美しく活力ある農山漁村をつくり上げていきたいという決意を申し上げまして、私の挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○生源寺審議会長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の議題に入りたいと思います。

まず、林農林水産大臣から食料・農業・農村基本計画に関する諮問をいただき、引き続き食料・農業・農村白書に関する諮問、これをいただく、この2件の諮問がございます。 それでは、林大臣、お願いいたします。

○林農林水産大臣 食料・農業・農村政策審議会会長生源寺眞一殿。農林水産大臣林芳正。 平成26年1月28日付けでございます。

食料・農業・農村基本計画の変更について。

このことについて、食料・農業・農村基本法第15条第8項の規定により準用される同条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

もう一つございます。同日付けでございます。

食料・農業・農村政策審議会会長生源寺眞一殿。農林水産大臣林芳正。

平成26年度食料・農業・農村施策について。

標記について、食料・農業・農村基本法第14条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

どうぞよろしくお願いいたします。

(農林水産大臣から生源寺審議会長へ諮問文を手交)

○生源寺審議会長 ここで林大臣は公務のためご退席になられます。

どうもありがとうございました。

(農林水産大臣退席)

○生源寺審議会長 また、恐れ入りますが、ここでカメラの皆さんはご退室をお願いいた します。

(カメラ退室)

○生源寺審議会長 それでは、次の議題に入る前に配付資料の確認、それから、当審議会 の議事の取り扱い等について事務局から説明をお願いいたします。その後に、先ほど農林 水産大臣から諮問いただきました食料・農業・農村基本計画の変更につきまして、これからの審議の進め方について案の説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○政策課長 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。お手元の資料一覧をご覧 いただければと思います。

本日の配付資料は、議事次第、配付資料一覧、委員の名簿含めまして資料1から資料9となっております。なお、審議会委員の皆様方には、参考資料といたしまして、参考資料1から4までを配付させていただいております。ご確認をいただきまして、不足しておる資料がございましたら、お近くの事務局まで声をかけていただければと思います。よろしゅうございますか。

続きまして、当審議会の議事の取り扱い等につきまして、前回の審議会でもご説明いたしましたが、食料・農業・農村政策審議会議事規則第3条第2項によりまして、会議は公開とされております。ただし、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼす恐れがある場合、または、特定の個人もしくは団体に不当な利益、もしくは不利益をもたらす恐れがある場合には、会長は会議を非公開とすることができることとされております。また、同規則第4条により、議事録は一般の閲覧に供するものとされております。ただし、会議の運営に

著しい支障があると認められる場合には、会長は議事録にかえて議事要旨を一般の閲覧に供するものとすることができることとされております。会議終了後、委員の皆様方に議事録をご確認いただいた上で、農林水産省のホームページに掲載をして公表させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

引き続きまして、審議の進め方につきまして事務局案をご説明させていただきます。 お手元の資料3をご覧ください。

先ほど諮問をさせていただいた基本計画の変更につきまして、食料・農業・農村施策について様々な角度からご議論をいただき取りまとめを行っていく必要があると考えております。

今後、こうした作業を機能的に行っていくため、これまでの基本計画の見直しと同様、 本審議会の下に設置されております企画部会において集中的にご審議をいただきまして、 案文を取りまとめていただくこととしたいと考えております。

企画部会のスケジュールといたしましては、この資料にございますとおり、今後、月1 回程度のペースで開催をさせていただき、まずは現行基本計画の検証や幅広く検討の方向 性等をご議論いただいた後、夏以降、食料自給率等の目標設定の考え方、将来の農業の姿、 施策の具体的な方向性等につきまして集中的にご議論をいただいてはどうかと考えており ます。

これらの企画部会でのご議論を踏まえまして、平成26年度中、27年3月ごろには本審議会から基本計画の変更についての答申をいただくというスケジュールではいかがかと考えております。

事務局といたしましては、このような進め方を考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

○生源寺審議会長 ありがとうございました。

ただいま事務局から今後の審議会の進め方のイメージについてご説明をいただいたわけであります。今後、審議の状況等によっては、また改めてご相談させていただくこともあるいはあるかと思いますが、このような流れで審議を進めていくことにつきましてご了解いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、食料・農業・農村基本計画の見直しの審議を開催するに当たり、まずは、政府全体の農政にかかわる動向について、農政をめぐる動向について説明を受けておきたい

と思います。その説明をいただいた後、委員の皆様からご意見をいただく時間を設けたい と思います。

それでは、まず、昨年12月に取りまとめられました農林水産業・地域の活力創造プラン、 これらにつきまして事務局から説明をちょうだいいたしたいと思います。説明をよろしく お願いいたします。

○内閣官房 内閣官房の水田と申します。座りましてご説明させていただきます。 資料 4-1 をご覧いただきたいと思います。

これが、官邸に設置されました農林水産業・地域の活力創造本部におきまして、昨年12月に取りまとめられた農林水産業・地域の活力創造プランの概要の一枚紙でございます。

先ほど大臣の挨拶の中にもございましたが、このプランの取りまとめに至るまでの経緯 を簡単にご説明させていただきたいと思います。

昨年1月から農林水産省におきましては、攻めの農林水産業の推進に向けた検討を進めてきたところでございます。そうした中で、昨年5月に官邸に総理を本部長といたしまして関係大臣をメンバーといたします農林水産業・地域の活力創造本部という、いわゆる閣僚会議の一つが、立ち上がったということでございます。

これは、農業を取り巻く、例えば、従事者の減少ですとか高齢化、耕作放棄の増大、こういった課題の解決に向けて、産業政策と地域政策を車の両輪といたしまして、農林水産省だけではなくて各府省が連携して内閣を挙げて取り組むとの方針のもとで設置をされたものでございます。

官邸のこの本部における検討に当たっての安倍総理からの指示は、この資料4-1の一枚紙の左側にございます3本の矢のようになっておりますが、農山漁村の有するポテンシャルの発揮、経営マインドを持つ農林漁業者の育成、新たなチャレンジを後押しする環境整備と、こういった3点でございました。こういった3点を基本として若者たちが希望の持てる強い農林水産業、そして、美しく活力ある農山漁村をつくり上げるということでございました。

これに向けて検討を重ねまして、このプランの中では4本の柱といたしまして、真ん中にございますが、まずは、需要フロンティアの拡大、国内外の需要を拡大していく、輸出促進の取組ですとか、地産地消、食育等の推進。それから、右側にございます需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築ということでございますが、いわゆる6次産業化を推進することによって付加価値を向上させるような取組。それから、その下にございます生産

現場の強化ということで、農地中間管理機構の活用によりまして、農地の集約化を進めて 生産コストを削減していく、こういった取組、あるいは、経営所得安定対策、米の生産調整の見直し。あるいは、その左側にございます多面的機能の維持・発揮、日本型直接支払の創設。こういった4つの柱を軸に政策を再構築していこうということとしているところでございます。

具体的な構成でございますけれども、次の資料4-2が農林水産業・地域の活力創造プランの本体でございますが、1枚表紙をおめくりいただきまして、次の1ページ目に目次がございます。この中で政策の展開方向ということでⅢのところに、1番の国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進から9項目掲げられているところでございます。主な項目につきましては、この後農林水産省からご説明をすることとしておるところでございます。

私の方からは、本文の11ページをご覧いただきたいと思いますが、このプラン策定後の進め方をここに書かせていただいているところでございます。11ページの今後の進め方、1のところでございますが、食料・農業・農村基本計画の見直しと書いてございます。このプランに示された基本方向を踏まえて食料・農業・農村基本法に基づく基本計画の見直しを進めること、それから、その検討状況につきまして、官邸の、先ほど申し上げました閣僚会議でございます本部におきましても、フォローアップを行うことなどがここに記載をされているということでございます。

また、このプランでございますけれども、11ページの2と3のところにございますが、 規制改革会議の議論ですとか、あるいは、産業競争力会議の議論ですとか、まだ続いてお りますので、そういった検討を踏まえまして、必要に応じて本年6月を目途にこのプラン の改訂を行うということを12ページの4のところに書いてございます。

それから、12ページの4のところの後段には、今後とも政府として政策の進捗状況を的確にフォローアップしつつ、現場で実効あるものとなるよう地域の視点に立ちまして制度の安定性に配慮しながら必要な見直しを進めていくこととしているというところでございます。

以上、プランの策定に至る経緯と今後の進め方につきましてご説明をさせていただきました。

○政策課長 ちょっと戻っていただきまして、今の資料の4ページでございます。Ⅲ、政策の展開方向というところから簡単にご説明させていただきたいと思います。

まず1番で、国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進ということでございます。

今後10年間で倍増が見込まれる世界の食市場を取り込み、我が国の農林水産物・食品の 強みを生かせる市場を国内外に創出することとしております。

破線の四角囲みの中ですけれども、目標といたしまして、2020年までに農林水産物・食品の輸出額を、現在5,000億円程度でございますけれども、1兆円に倍増ということなどを掲げております。食文化・食産業のグローバル展開等を進めるということでございます。ここで和食のことなどについて触れられておりますけれども、後ほど、別途ご説明をさせていただきたいと思います。

5ページでございます。需要と供給を結ぶ6次産業化等の推進でございます。女性を含む多様な人材を活用することなどにより付加価値向上を図る他、農業のイノベーションを通じて農山漁村の有する潜在力を引き出し、新たな所得と雇用を生み出すということとしております。

目標といたしまして、破線の中ですけれども、2020年までに6次産業化の市場規模を現在の1兆円程度から10兆円に増加することなどを掲げておりまして、異業種との連携、それから、次世代施設園芸等の推進に取り組むということとしております。

右のページ、6ページでございます。生産サイドでございますが、農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減ということでございまして、地域的に分散・錯綜する農地を担い手ごとに集積・集約化を推進することなどにより、農業構造の改革と生産コストの削減を図るということとしております。

目標といたしまして、今後10年間で担い手が利用する農地が全農地に占める割合を現在の5割程度から8割とすることなどを掲げておりまして、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等を進めるということとしております。

続きまして、4番の経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設でございます。後刻、別の資料を使って説明いたしますので割愛をさせていただきまして、5番の 農山漁村の活性化でございます。

交流を軸に関係府省が連携して農山漁村の再生に取り組むということのほか、優良事例を全国に発信することなどにより、我が国固有の歴史・文化・伝統・自然を育んできた美しい農山漁村を次世代に継承するとしております。

目標といたしまして、平成32年までに全国で交流人口を1,300万人まで増加をすることなどを掲げておりまして、福祉・教育・観光・まちづくりと連携した都市と農山漁村の交流等の推進に取り組むということとしております。

8ページから林業の成長産業化ということと、次のページ、9ページでございます、7番で、水産日本の復活というふうに記述がございます。9ページの下の方ですけれども、8番ということで、東日本大震災からの復旧・復興でございます。

東日本大震災によって被害を受けた東北を新たな食料供給基地として再生するとともに、 創造と可能性の地としての新しい東北をつくり上げるということで、目標のところですけ れども、津波被災農地について、2013年度中の復旧を目指すとともに、被災地の要望に応 じた農地の大区画化を推進することなどを掲げておりまして、復興交付金等を活用して施 策を推進するなどとしております。

最後に、10ページの9、農業の成長産業化に向けた農協の役割でございます。農協につきましては、農業者の所得の増加に向けて経済界との連携を促進しつつ、担い手支援機能を強化するとともに、6次産業化、農産物の輸出の促進等に主体的に取り組むための自己変革を促すとしております。

また、今後の農協の在り方、役割等について、その見直しに向けて検討するということでございます。

続きまして、資料5、このパンフレットの方をご覧いただければと思います。

表紙にございますとおり、農地中間管理機構の創設、経営所得安定対策の見直し、水田 フル活用と米政策の見直し、日本型直接支払制度の創設ということで四本柱になっており ます。

現在、この資料を用いまして、農政局ごと各ブロック、それから、都道府県全県に向けて出向いて説明会などを開催しているところでございます。農業を成長産業として構造改革を進めていこうということでございますけれども、どちらかということで申し上げますと、上の3つが産業政策的な観点、一番下の日本型のところが地域政策的な観点ということになるわけでございます。

めくっていただきまして、3ページでございます。今回の4つの改革の概要をまとめて おります。簡単に触れさせていただきます。

1つ目が、一番上の紫色のところ、農地中間管理機構でございます。農地の流動化を進めるということで、都道府県段階に公的な機関として農地の中間管理機構を整備すると。

機構は農地を借り受けて、必要な場合には大区画化などの条件整備を行った上で、担い手に対して規模拡大や利用する農地の集約化に配慮して貸し付けることにより、地域の農地利用の最適化を図るということでございます。

農地中間管理機構につきましては、昨年秋の臨時国会で関連法が成立しておりまして、 この3月にも法律が施行される予定でございます。また、予算面では、25年度の補正予算、 26年度当初予算で合計700億円強を確保するということとしておるところでございます。

次のグループが経営所得安定対策の見直しでございます。上段のオレンジ色の四角の畑作物の直接支払交付金、いわゆるゲタにつきましては、26年産は予算措置によりまして引き続きすべての販売農家と集落営農を対象に実施をいたします。

27年産からは、法改正をした上で、対象を認定農業者、集落営農、認定就農者ということで実施をいたします。この場合、規模要件は課さないということとしております。

その下の、いわゆるナラシということですけれども、米や畑作物の収入減少影響緩和対策につきましても、26年産は現行どおり実施ということでございます。27年産からは法改正をした上で、対象を認定農業者、集落営農、認定就農者として実施と、併せて、規模要件は課さないということでございます。

なお、加入対象者を広げるための法改正ということで、来年26年の通常国会に法案を提 出する予定でございますが、27年産からの適用になってしまうということでございまして、 26年産のお米につきまして、別途、ナラシに加入できない方に対する影響緩和対策を予算 措置で実施をするということでございます。

次に、下の2つ、水色の四角でございます。米の直接支払交付金につきましては、これまで4年間主食用米を作付ける水田10アール当たり1万5,000円ということで交付をしてきたところでございます。26年産米からは単価を10アール当たり7,500円に削減した上で30年産から廃止ということでございます。

また、その下の米価変動補填交付金につきましては、26年産から廃止ということでございます。

3段目が水田フル活用と米政策の見直しでございます。水田活用の直接支払交付金につきましては、26年産から飼料用米等への数量払いを導入するとともに、現在一律10アール当たりの面積払いで8万円という交付単価でございますが、反収に応じまして、最大10アール当たり10万5,000円とすることとしております。

また、地域の裁量で活用が可能な産地交付金につきまして、対前年度比265億円増の806

億円に充実させるということなど、全体的に拡充をしております。

米政策につきましては、5年後を目途に行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、 国が策定する需給見通し等を踏まえつつ円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、 行政・生産者団体・現場が一体となって環境整備に取り組むこととしております。

一番下が日本型直接支払制度の創設ということでございまして、地域内の農業者が共同で取り組む地域活動を支援する新たな支払制度として創設されます。また、中山間地域等直接支払、それから、環境保全型農業直接支援につきましては、基本的枠組みを維持しつの継続ということでございます。

詳細につきましては4ページ以降に掲載しておりますが、説明は割愛をさせていただきます。

駆け足で申しわけありませんが、資料 6、「和食;日本人の伝統的な食文化」のユネスコ無形文化遺産登録でございます。

昨年12月4日、我が国からユネスコの無形文化遺産に登録申請しておりました和食の登録が決定をされております。この審議会の委員にご就任いただいております山口委員、それから、今日はご欠席ですけれども、小泉委員におかれましては、申請に向けての検討会の委員としてご尽力をいただきました。この場をおかりして、改めて御礼を申し上げたいと思います。

今回の登録をゴールとすることはいけませんで、今回の登録を契機として日本の食文化を未来に向けて守り伝えていかなくてはいけないというふうに考えておるところでございます。今回の登録が一時的なブームに終わってしまわないように、継続的なPR活動なりを行っていくとともに、食育によって次世代への継承を進めていく必要があるというふうに考えておるところでございます。

また、世界に目を向けてみますと、右の下の方ですけれども、今般の登録決定に続けまして、今後、2015年にはミラノの万博がございます。食がテーマでございまして、「地球に食料を、生命にエネルギーを」というのがテーマとなっております。

また、2020年にはオリンピック・パラリンピック東京大会の開催が予定されているところでございまして、このような機会をとらえまして、内外に向けて日本の食文化発信等に取り組んでいくということとしたいと思っております。

和食につきましては、以上でございます。

○消費・安全局長 消費・安全局長の小林でございます。どうぞよろしくお願いいたしま

す。

消費・安全局と申しますのは、食品の安全、それから、食品の表示、こういったもので 農林水産省の中でそういった部門からしっかり農林水産業を支えていこうという部門でご ざいます。

資料の7をご覧いただきたいと思います。

この半年ほどの間いろいろとマスコミ等でも取り上げられた事件が幾つか出てきております。こういった食の安全とか表示という観点から、最近、皆さん御存じの事案ではございますけれども、事案の経緯、農林水産省の取組などをご紹介させていただきたいというふうに考えております。

ご紹介いたしますのは、1つ目は、外食のメニュー表示の偽装の問題。2つ目が、冷凍食品への農薬の混入事件。3つ目は、それらも包括いたしまして、食の安全に対する政府全体及び農林水産省の取組、こういったものにつきましてご説明をさせていただきたいと思います。

この資料7の1ページを見ていただきますと、ここに外食のメニューの不正表示の資料がついております。皆さんもマスコミあるいは新聞等で御存じのとおり、昨年の10月以降、ホテル、レストラン等で不適正なメニュー表示、品目でいいますと、比較的多かったのがエビ、それから、牛肉、こういったものにつきまして、事実と異なる表示をして消費者に提供していたという事案でございます。

この事案につきまして、表示の制度全体は消費者庁が所管をしておられますけれども、 関係する役所として、もちろん、農林水産省では、原材料の部門、それから、食料産業の 部門も所管しておりますので、私ども、それから、厚生労働省、そういった関係省庁が協 力をして対策を講じてきております。

具体的に申し上げますと、この1ページの左下のところに書いてあります。点線で囲ってある部分ですけれども、食品表示の適正化ということで、個別事案には厳正に対処する、 それから、関係業界にはルールの遵守をしっかりやっていただくように指導を徹底する。

これに関連して、消費者庁で具体的なガイドラインを現在作成中でございます。現在の 予定では2月中にはガイドラインを作りたいということで消費者庁は今作成を一生懸命や っております。

さらに、景品表示法の改正でございます。景品表示法といいますと、何だかおまけの表示みたいですけれども、そうではなくて、あらゆる商品について、余り質のよくないのに

いい品質ですよというふうなうそつき表示みたいなものはいけないというルールを書いた のがこの景品表示法ですが、これについてもう少し体制を強化しようという改正を検討し ておられます。

農林水産省では、これに歩調を合わせまして、食品表示Gメン等、こういったのが全国に食品の分野で1,300人、それから、お米の分野で特化して800人ほどおりますけれども、こういった職員を動員して、現在でも普及・啓発をやっておりますが、そのガイドラインの策定とほぼ時期を合わせて消費者庁に200名ほど併任をかけまして、外食のメニュー表示の適正化に向けてしっかりと体制を整えようという方針を政府内で決めておるところでございます。これが1ページでございます。

以降、2ページ、3ページ、外食関係の団体と様々な取組をしておりますので、このあたりはご参考までに。

そして、続きまして、4ページ、冷凍食品への混入事案、これも皆さん御存じのとおりでございますけれども、年末に農薬が冷凍食品に混入していたというふうなことで、容疑者がつい先日逮捕されました。まだ事件の詳細は明らかになっておりませんけれども、いずれにしても大変国民の皆さん不安に思われたというふうな事件になっております。

農林水産省といたしましては、まず第一に、そういった冷凍食品の回収を早急にやるための協力、それから、今後事案をしっかりと見きわめて、関係省庁と連携をして今後の再発防止というふうなことにつきまして、ともども協力していきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、5ページ目、今消費者庁とか厚生労働省とか様々な役所の名前を出しましたけれども、それについての役割分担を少し書いております。切り口によっていろいろ整理はありますけれども、消費者対策という観点で消費者庁が司令塔になり、農林水産省が、農場から食卓までの安全管理は私ども、厚生労働省が様々な最終的な食品の安全の確保というふうな役割分担になっております。

原材料によりましては、その物自体が安全かという問題が出てきますので、食品安全委員会、こういったところが主なプレーヤーでございます。こういったところでかなり頻繁にコミュニケーションをとりながら対策をとっているというところでございます。

最後のページには、農林水産省における食品の安全確保ということで、今申し上げましたような農薬だとかそういった問題もありますが、そのほかにも有害微生物、ウイルスだとか細菌、そういった問題もございます。化学物質もございます。様々な口に入る物の中

に含まれ得る物質というものがございますので、この辺につきましては、科学的根拠に基づいてどこまでが安全なのか、どういうふうなつくり方をすれば農産物を安全に提供できるのかといったことにつきまして、私どもとしてしっかり対応をとっているところでございます。引き続きこのあたり、包括的にやっていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○総括審議官(国際) 続きまして、国際担当総括審議官の松島でございます。

資料8に基づきまして、TPP交渉の現状につきましてご説明したいと思います。

現在、我が国はTPPも含めまして8つの自由貿易連携協定の交渉を行っておりますけれども、やはり、TPP、一番農業関係者の関心も高く、また、大きな交渉ということで、 簡単にこれまでの経緯を振り返りながら、現状をご説明したいと思います。

資料の2ページをお開けいただけますでしょうか。

この資料の左側にこれまでのTPPの経緯がございますけれども、このTPPというのはもともと2006年にシンガポールとニュージーランド、チリ、ブルネイといった国々が自由貿易地域をつくろうということで、原則すべての関税を撤廃する協定を結んでおります。それ以降、アメリカを初めとした国々がこのP4と言われているこの協定の拡大交渉をしようということで話し合いが行われまして、右側にその交渉日程がございますけれども、2010年3月にこのP4に4カ国を加えた8カ国で交渉が開始されてございます。

それ以降、もう既に満4年の交渉が行われてきているわけでございますけれども、その間、マレーシア、カナダ、メキシコ、昨年7月に日本が参加して現在12カ国で交渉が行われているという状況にございます。

続きまして、飛んで恐縮ですが、14ページをお開けいただきたいと思います。

この資料は、2011年11月のTPPの閣僚会合で合意されました「TPPの輪郭」という 資料の抜粋でございます。ここにTPPの性格といいますかポイントが書かれてございます。このページの上から6行目の後半に、「グローバルな貿易の新しい基準を設立し、次世代の課題を包含する画期的で21世紀型の貿易協定とする」ということで、こういったものとしてTPPを交渉していきたいということで、その特徴としまして、その次の行にございますけれども、包括的な市場アクセスを達成するんだということで、非常に高いレベルの自由化を求めていくということが1点、それから、2点目として、これまでの自由貿易協定では含んでいなかった様々な分野のルールを作るということで、ちょっと15ページ

をお開けいただきたいんですけれども、大変これ細かな資料で恐縮ですが、ここに掲げられています様々な分野でそのルールを作っていこうということで、これまで余り自由貿易協定でルールを作っておりませんでした環境ですとか労働とかいった新しい分野も含んでこの協定交渉が行われているということでございます。

そういう特色あるTPP協定でございますけれども、この交渉参加につきましては、そういった非常に新しい形の協定であるということ、また、非常に高い水準を目指すということに加えまして、必ずしも情報開示が十分でなかったということもございまして、国内でTPP交渉参加について様々な賛否両論があったのはご案内のとおりでございます。

ちょっとその経緯を若干振り返ってみますと、資料の3ページをご覧いただきたいと思います。

昨年、安倍総理が日米の首脳会談を行いまして、共同声明を発出しております。そこでこのTPP協定について全ての関税を撤廃することを約束するものではないということは確認されたということを明らかにいたしまして、その後、この3ページの中段にございます与党内での様々な議論があり、その中で決議が行われ、この3ページの下にございますように、安倍総理が昨年3月に交渉参加を表明したということでございます。

次のページをめくっていただきますと、交渉参加表明後も日米間で協議を行いまして合意文書を公表いたしましたり、また、立法府のほうでも衆参両院の農林水産委員会で4ページの中段にございますような決議が行われるということもございました。そういったことも経まして、加盟国、交渉参加国全てから同意を得て、昨年7月23日から交渉に参加しているというところでございます。

それ以降の動きにつきましては、たびたびページが飛んで恐縮でございますが、9ページをお開けいただきたいと思います。

我が国がこのTPP交渉に参加いたしましたのは、昨年7月の第18回交渉会合、マレーシアでの会合が最初でございます。既にこのTPPは2013年中の交渉妥結ということを目指して精力的に交渉を行っておりまして、ここにございますように、7月に18回会合、8月に19回会合と、9月にも首席交渉官会合がございまして、その次のページでございますけれども、翌10月にはインドネシアのバリでTPPの首脳・閣僚会合が行われると、また、11月にはソルトレークシティで首席交渉官会合と、最後に、昨年12月でございますけれども、シンガポールでTPP閣僚会合と、毎月会合を行うということで、何とか昨年中の合意を目指したわけでございますけれども、合意点が見出せずという形になってございます。

その要因でございますけれども、様々な評価があるかと思います。まず、先ほどご説明しました非常に多くの分野のルールについて交渉していこうということに関しまして、やはり、途上国と先進国の間で社会的なシステムが相当違うということもあって、知的財産権ですとか環境ですとか、それから、競争政策の中での国有企業に関する規律といったものについて、なかなか共通の土台が見つからなかったということがまず1点あったのかと思います。

また、市場アクセス、関税交渉でございますけれども、これにつきまして、先ほど高い水準の自由化を目指すということで、その中では、例えば、アメリカと日本との間の市場アクセスの問題が決着していないと、TPP参加国の中での最大の経済国であるアメリカと第2位の経済国であります日本との交渉が決着していないということがやはり大きな合意の障害になっているということでございます。

10ページの下のところに、12月のシンガポールの閣僚会合の宣言がございます。交渉妥結ができなかったわけでございますが、また、今後も集中的な作業を継続した上で、来月に再度交渉を開催する予定であるということで合意されております。1月は会合の調整が整わず、現段階では2月の閣僚会合の開催を目指して現在日程調整中ということでございます。

また、先ほどご説明しました日米間の農産物の協議についても合意でないわけでございますが、これにつきましては、先週末、ダボスにおきまして、林大臣とフローマン 代表が会談いたしまして、これから、両国の立場の違いが大きかったわけでございますけれども、事務レベルで知恵を出し合いながら協議を継続していこうということで合意いたしまして、現在協議が行われているという状況でございます。

以上でございます。ありがとうございました。

○生源寺審議会長 どうもありがとうございました。

以上、事務局からご説明をいただいたわけでございます。比較的最近の政策的な話題が多かったかと思います。また、先ほど今後の進め方につきまして事務局からお話があったわけですけれども、特に前半につきましては現行の基本計画、あるいは、その下での政策の流れを検証するという、こういうことでご提案をいただき、ご同意いただいたわけでございます。必要があれば、その前の基本計画といいますか、基本法ができたのが99年で既にもう15年たっておりますので、必要があれば、そういったところまで視野を広げるということもあっていいかと思っております。

それで、これからご意見を、あるいは、ご質問等をいただきたいと思いますけれども、 今の事務局からのご説明を踏まえながら、しかし、是非、広い視野からいろいろなご意見 をいただければというふうに思っております。

恐縮ですけれども、議題がもう一つございますので、お一人2分ないし3分でご発言いただければというふうに思います。委員の皆様全員からご発言をいただきたいということで、大変恐縮ですけれども、名簿順という形でお願いしたいと思います。ただし、前回ご出席の方はご記憶かと思いますけれども、次は逆に、反対からご指名するというふうに申し上げましたので、きょうは渡邉委員からということでよろしくお願いしたいと思います。それでは、渡邉委員、よろしくお願いいたします。

○渡邉委員 渡邉でございます。前回、私の発言は一番最後になって、最後は大変だとういう話をしたので、今回はご配慮いただいたようで、ありがとうございます。

今日の説明を伺っても、日本の農業・農村は大事な時期に来ていて、いろいろなことが大きく動くということを実感した次第です。最近、私もあちこちを歩いていて本当にそういうことを実感するのですが、全体について日頃考えていることと今日のご説明を踏まえてお話ししたいと思うのですけれども、これから農村で本当にいろいろなことが起ころうとしていると思います。私が伺ったところでも非常に新しいアイデアでいろいろなことをされている方がいらっしゃるので、是非ともそういう方を応援していく仕組みを作っていくべきだろうと考えます。

ちょっと変な言い方ですけれども、今は、農村の方がいろいろなことが起こりやすくて、 都市の方がかえって窮屈な感じがしていて、農村の方が何でもありかと言っていいぐらい のことが起こりかけているのではないかなというところです。

そういうような動きを支えていくことを考えるにつけて、これまでのいろいろな農業・ 農村めぐるシステムは、均等で均質な農家を前提とした仕組みが中心だと思うので、そこ をこれからの展開でどう調整していくかが私は一つのポイントになると思います。

そこの仕組みは、前も、この場でお話ししたと思うのですけれども、やっぱり、日本の 文化の基本を構成した部分でもありますし、環境保全のコアとして機能した部分もあると 思うので、新しい仕組みの中で今申し上げたようなところをどういうふうに、また長く働 いてきたところをどうケアしていくかが、大事なことではないかなと考えています。

産業政策と地域生活、それから、平場と中山間ですかね、大きく分けて4つぐらいのカ テゴリーに分けたときに、それぞれをどういうふうにバランスしていくかというのが非常 に大事になるということであります。そのように考えています。

今日のご説明にもありました活力創造プランの5番目の農山漁村の活性化は、非常に大事なポイントだと思うのですが、私が今申し上げたようなことを進める場合に、ここでは各府省の連携ということをおっしゃっています。私もそれは非常に大事なことだと思うのですが、それだけではなくて、いわゆる各府省の縦割りをつないでいくのは一般の企業だとか、NPOの役割だと思うので、そこも含めた連携のシステムをきちんと作って活性化につなげていくというようなことを、これからの基本的な考え方の整理の中で十分検討していくべきではないかなと考えます。

以上です。

- ○生源寺審議会長 ありがとうございました。それでは、横田委員、よろしくお願いいたします。
- ○横田委員 横田でございます。よろしくお願いいたします。

前回と違って頭の中がまとまらないうちにということになりますが、やはり、中山間地を対象に、ほかのところが私はまだまだ勉強不足でございますので、ただ、ここに多面的機能の、要は、中山間地でも交付金に関しては多様に使えるようにと前回のときにもお話をさせていただいたと思うんですが、是非ともそれを、現場の声を拾い上げていただければなと思っております。

また、中山間地は高齢化、どこの市町村でも悩みのことだと思いますが、高齢化が進んでいる中で、年金プラス作付けをしたものが販売できる、そういう道筋を、やはり、行政じゃなく、自分らの市町村の役割、農政にかかわる人たちの役割かなというふうに思っております。国が一生懸命考えて、これからも改革をしていかなきゃいけない部分というのはたくさんあると思いますが、少しでも自分の地域の活性化、また、高齢化になる農業をどう支えていくか、また、その声を、やはり、生産者側の農家さんの声は上げてもらいたいな、逆にこちらからこうはどうだい、ああはどうだいというんじゃなく、こうして欲しいんだという声を拾い上げていく、それをこういう場でお話ができればいいな。

簡単な説明ですが、申しわけございませんが、よろしくお願いいたします。 以上です。

- ○生源寺審議会長 ありがとうございました。それでは、山口委員、よろしくお願いいたします。
- ○山口委員 3点申し上げようと思います。

1点目ですが、先ほどご説明いただいた活力創造プラン、この中に目標、特に数値目標 があり、そのための施策が掲げられている、非常にいい中身だと思います。

大事なことは、これがフォローアップされることで、数値目標が仮に未達成だった場合に、挙げられている施策の軌道修正が必要だったり、あるいは、新しく追加ということが必要だろうと思います。その意味で、この12ページに書かれているフォローアップということを具体的にやることが非常に大事だと思いますので、それを逐一、是非、各論でやっていただきたいと思います。

それから、2点目は、人の問題ですが、随所に担い手の育成、あるいは、経営マインドという言葉がありました。これまた非常にいいことで、こういう人が育てば当然具体化が可能なわけですが、一方で、こういう人が育つというのが非常に難しいことであります。この難しいことをやるために大事なこと、これを2つばかり挙げたいと思いますが、1つ目は、規制の緩和の徹底です。それから、2つ目は、今ある既存制度、これを激変するマーケットに即応させていくということが大事で、その既存の制度にとらわれないことが大事だろうと思います。

この冊子の中にも自己改革とか、あるいは、その見直しということが10ページに書かれております。これを具体論としてしっかり積み重ねをしていくことが極めて大事だろうと思います。

3点目は、需要フロンティア拡大という言葉がありました。もちろん、内需を拡大すること、加えて、外需を取り込むこと、この合わせ技だと思いますが、内需については、ご承知のとおり、人口が減り、老齢化が進むことで、食料需要がどうしても縮みがちになるわけで、その意味で、数字に掲げられているような上乗せ、成長するためには外需の取り込みというのが非常に大事になると思います。

この場合に我々が持っている最大の財産というのは、今日もご説明にありました、今回の和食文化が無形遺産に登録をされたということです。この和食文化というものを、今、我々自身の足元から少し崩れているようなところがありますので、その基礎固めをすることと、その固めたものをしっかりと外に向けて売り込んでいくということと両方必要だと思います。

世界遺産に指定された、登録されたということは、これは人類の遺産として認められた わけですから、それをしっかりと継承していくことは、日本の国としての責任であります。 先ほどのご説明の中に、これはゴールではないというお話がありました。まさにそのとお りであり、これからどのようにこの和食の基礎固めをするか、その推進機能をしっかりと 官で旗振りをしながら進めていただく。もちろん、それに合わせて民が各論を動く。その ための予算措置を官のほうでしていただき、その両輪で基礎固めをするというのが1番目 であり、2番目には、これを国際的に売り込んでいくことが重要になってきます。

折しも、和食ブームというのが世界中で起きており、6次産業化のアウトプットをそのブームに乗せてしっかり取り込んでいく。そのためには日本からの一次産品、あるいは、その加工品である二次産品、これらが日本独特の製品力ですばらしい、その裏付けは技術があるということが非常に大事で、そうした知的財産、技術・品質・規格、あるいは表示等を日本のスタンダードがグローバルスタンダードになるというような組み立て、これまた旗振りを是非行政にやっていただきたいと思います。

その意味で、最近報道された農産品のブランド認証制度が来年から導入されることで、 それぞれの一次産品、あるいは、食料加工品について是非音頭取りをしていただきたいと 思います。

以上であります。

- ○生源寺審議会長 ありがとうございました。それでは、山内委員、よろしくお願いします。
- ○山内委員 2点申し上げたいと思います。

1点目は、審議プロセスにおきまして、より広範な国民の声の反映をしていただく工夫 をお願いしたいという点です。

2点目は、予算の在り方についてですね、考え方を明示した方がよろしいのではないか という点でございます。

1点目ですが、大変重要な計画で、より広い国民の立場からの声が反映されるべきだというふうに思いますので、大変だとは思いますけれども、パブリックコメントだけでなく様々な層の方の意見を聞くような仕組みを是非工夫していただきたいと思います。

2点目は予算の問題です。本日も予算に示されている通り26年度は2兆3,000億円の予算となっています。大変莫大な税金が投入されることになります。2014年春からは、消費税増税が行われますが、国民一人一人の税に対する目も厳しくなっており、なぜ、これだけの予算を農業問題につぎ込むのかということを合理的に分かるように分かりやすく説明いただいた上で、かつ、優先順位を決めて示すというようなことも必要かと思います。是非、基本計画の中で検討をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○生源寺審議会長 ありがとうございました。それでは、三石委員、よろしくお願いします。

○三石委員 今後1年にわたるこういう議論の最初ですので、一言申し上げたいと思います。我々は様々な立場からこの審議会に参加しており、情勢も刻々と変化しています。 我々が最初に認識を共有しておかなければいけない点は、そもそも食料・農業・農村基本 法は何を定めていたのかという大もとだと思います。

基本法の理念の中には、先ほども簡単に説明がありましたが、例えば、食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的発展、農村の振興というキーワードがあります。この審議会における全ての意見や議論は、最終的にこれらの理念につながるものかどうかという視点を常に持った上で検討していく必要があると思います。

情勢は刻々と変化し、基本計画や施策は情勢の変化を反映することになりますが、基本 法の理念・土台は何か、情勢が複雑になればなるほど、基本法の理念という原点をしっか りと押さえた上で様々な議論をできればいいかなと思っています。

○生源寺審議会長 ありがとうございました。それでは、松本委員、よろしくお願いします。

○松本委員 今日は最初なんで、なかなかどこからということでちょっと迷っているんですけれども、政府ですね、官邸も含めまして活力創造プランというのが既に公表されていると、その中で目標も掲げられていると、いろいろと数字的目標もですね、そういう下でのこの基本計画をどう改訂していくのかということなんだと思うんですが、かつての基本計画の中にもございましたけれども、構造展望とか経営展望とか、これは産業政策の面でしょうけれども、そういうものを、やはり、いま一度しっかりともう一回精査しなきゃならないんじゃないかというのが問題1です。

とりわけ、21年の農地制度の大改正ですね、昨今、いわゆる言われているように、一般の企業さんとかそういうのが農業の方に入ってきておられると、こういう時代的に大きな変化がありますので、そういうものを含めた構造展望なり経営展望をどうするのかということ、その場合に、特に今労働力問題といいますか、経営者とかそういう担い手とかありますけれども、かなり一般の法人と同じような労働力の問題が座視できないということになってくるんじゃないかと思うんです。そういうものをどのようにとらまえて、どのようにはめ込むのかということが大変重要になってくるんじゃないか、それが1つ。

関連しまして、これはいささかちょっと突飛なことなんです。地域政策とも関連すると思うんでありますが、今までともすれば、担い手とか、こういう観点での切り口で問題意識を持っているような議論がされるんですけれども、そういう中で、例えば、高齢化が進展したとか、担い手が不足しておるとかこういうことなんです。

これは、かなり10年の見通しがたっても、予見としてなかなかこれは読み切れないといいますか、現実にですね、予見の条件としてあるので、これをマイナス要件じゃなくてどうプラス思考ではめ込めるのか、こういう時代をですね。こういう観点がこれからは必要じゃないかと。これは農村部ばかりじゃなくて、都市部だっていろんなことありますね、これからの時代、そういう面の視点での検討が求められるんじゃないかという問題意識を持っています。

最後に、規制改革会議とかいろいろ他の機関でも言われておるんですが、先ほどもございましたけれども、農業関係の団体の在り方についてという言及がありました。私どもその一員でございますので、是非、現場主義に立ってこの委員会、ご検討願えたらとこのようにご要請申し上げます。

以上であります。

○生源寺審議会長 ありがとうございました。

それでは、藤井雄一郎委員、お願いいたします。

○藤井(雄)委員 私事から入らせていただきますが、ちょうど昨日の夜中の11時まで牛の分娩、難産、帝王切開がありまして、それをやっておりまして、今日朝3時に起きて富良野から千歳空港に向かい、すぐ飛行機が7時に飛び立つかと思えば、そこで2時間近く雪のため足どめを食らい、それでようやくここにたどり着くと、何と現場とここの距離が遠いことかというのを感じながら来たわけですが、1点だけ、これから実際この計画をやっていく、担っていく立場から発言させていただきます。

父の世代の時には、生産量を上げるというところが何よりも大きな命題としてやってきたと思います。ただ、僕たちの世代は非常にやることが今多岐に及んできています。生産量を上げるだけではなく6次産業化に取り組め、輸出だ、食の安全だ、あるいは、農村の活性化だというようなことで、農業者の正直能力を越えるようなことが今求められてきています。

その中で、とは言え、これは課題だと受けとめやっていくつもりではあるんですけれど も、やはり、先ほど松本委員からも、他の委員の方からもお話がありましたけれども、や はり、労働力といいますか、一緒にやっていく人間、人材の確保がそういった分野に及ん でいるかどうかというところは非常に大きな問題だと思っています。

2007年の農業高校の卒業者が2万9,000人のうち就農したのが564人、2%ですね。大学の卒業者2万2,000人、農業系のですね、そのうちでの就農者は2.6%と、日本の農業教育が農業のために本当につながっているのか、古くから農学栄えて何とやらというお言葉がありますが、また、居並ぶ諸先生の前で大変恐縮ではありますが、このような大きな命題を抱えていく時に、食育以前に農業者の教育というところがこの基本法ではちょっと余り触れられていない。これこそ所轄の違いとかそういう話なのかもしれないですけれども、今後10年間で教値目標、農業者を倍増する、新規就農者ということが書いてありますけれども、これ、素人を入れるんではなくて、きちっと現場ですぐ役に立つ人間を入れていってもらわないと、その中でようやく経営者マインドが育つか育たないかという話でして、例えば、農の雇用者制度とかという非常にありがたい制度もありますけれども、あれはもしかしたら即戦力の人材が農業に入ってきているんであれば必要ないんじゃないかなと、そういう人材が実際育てられていない。農業者を育てるのも農業者の責任という形であると、もうやることが多過ぎて現場では追いつかないというところもあるんじゃないかなというふうに思います。そのあたりも今後基本計画の中で是非教育というところを何とか組み入れていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○生源寺審議会長 ありがとうございました。

それでは、藤井千佐子委員、よろしくお願いします。

○藤井(千)委員 私は1点、経済的に、経営的に自立した女性農業者を増やしてほしい ということ、そのために3つ提案したいと思います。

まず、それは女性が参入しやすいような仕組みが必要じゃないかということ、それと、もう一つは、ポジティブアクションを導入して欲しいということですね。例えば、この農地中間管理機構ですが、ここが土地を集約して、それをお貸しするわけですね。その時に、借り手は必ず3割は女性にしなきゃいけないというようなポジティブアクションをする。そうすることによって、貸し手側も一生懸命女性農業者を探す、やりそうな人を探す。それで、今までは農業なんて全く考えてもみなかった、絶対に参入しないだろうという女性が「ひょっとしたらやれるのかな」という参入の可能性の芽が出てくるということも含めてポジティブアクションを取り入れてほしい。

それともう一つ、女性が農業をやるということを「見える化」してほしいと思います。 今でもかなりいろんな取組をなさっているというのは今までの説明でお聞きしていますけれども、やはり見えない、一般社会から見えないし、特に若い女性、今すごく若い女性の 貧困が問題にはなっているんですけれども、その人たちに女性が活躍する農業の魅力が届いていないと思うんです。それを是非「見える化」して、いろんな形で見える化は可能だと思うので、それをやってほしいという、以上3点を提案します。

○生源寺審議会長 ありがとうございました。

ほぼ半数の委員の方からご発言があったわけですけれども、何かこの段階で事務局、事 務方としてご発言ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、引き続き、萬歳委員、よろしくお願いします。

○萬歳委員 JAグループであります。まず、この議論の進め方について一言、話をさせて頂きます。

私は昨年来、この審議会というもの、これはまさに農政の議論というのはこの審議会が 主導すべきだというご意見を申し上げてきました。しかしながら、昨年12月には活力創造 プラン、これはまさに審議会の議論が全くなく決定をされました。

まさにこの新たな基本計画を議論するに当たって、この活力創造プラン、今ほど縷々説明がございましたけれども、どういう位置付けで考えておられるのかということでありまして、審議会としての活力創造プランの考え方を整理する必要があるのかなという思いをいたしております。

その上で、この6月にはこのプランの改訂というものが言われておりますけれども、当然これは、農は国の基であり、現場の視点でもって、農政をまさにこの審議会が主導するような方向で審議が進められるべきだというふうに思っております。

まさに、官邸の中にある産業競争力会議なり、規制改革会議なりのご意見が十分盛り込まれたようなプランになっておりまして、数値的な目標が色々と中身に入っておりますけれども、その具体化する案件、自給率もしかり、そうでありますけれども、そのうちにやはり、現場の視点の中できちんとした計画をつくり上げるべきだというふうに思っております。

所得倍増10カ年計画というようなことで、その目標化を挙げられましたけれども、しっかりと具体化して、丁寧な議論の中で基本計画をつくり上げてほしいと、そして、我々もそこに参加をするということになると思います。

そういう面で、JAグループではこのプランの実現に向けまして大きな役割があるものと承知をしております。その役割を果たすためにも、当然、我々JAグループ、課題山積でありますけれども、自己改革を進めて参りたいというふうに話をしているところでありまして、小林委員がおられますけれども、経団連とのワーキンググループを昨年11月に立ち上げました。まさに日本の農業と関連産業を大きくしていくための連携の強化という形で建設的な議論を進めておるという現状でございます。

こうしたことも含めまして、改めて所得増大に向けた自己改革プラン、私どもも春には 示させていただきたいと思っております。この審議会でもご意見をちょうだいすればとい う思いでおります。是非ともこの審議会というもののいわゆる立場、まさにこれは農業の 方向付けをする大事な審議会だと思いますので、農林水産省も踏ん張っていただきまして、 我々の意見を十分踏まえた基本計画が立案されるように切にお願い申し上げます。

以上であります。

○生源寺審議会長 ありがとうございました。それでは、近藤委員、よろしくお願いいたします。

○近藤委員 重複した意見がもう既に出されていますけれども、5カ年計画を策定するに当たって、10年後を目途にして5年計画をつくるのか、あるいは、その20年後を見据えた上で5カ年計画としていくのかという視点が少しまだ議論されていないような気がしますので、どこかでこの辺は明らかにしていただきたいなというふうに思います。

多分、来年ですかね、農林センサスの数字が出てくるんですけれども、来年はこの計画が策定される後で出てくるんですね。その辺の見通しがどういうふうに見通すのかによって議論の仕方が変わってくるのではないかなという気がしております。

あと、具体的には、産業政策は幾つか、農地中間管理機構の話でありますとか随分論点が絞られた政策になってきたような気がしますけれども、一方で、やはり、農地面積から、就業人口からしますと、中山間地における農村政策をもう少し強化していかないと、思った以上に農村の、特に限界集落とかですね、言葉があるように、疲弊がひどいと。

これは、産業政策だけで日本の食料は本当に安定的に守れるのかという不安を一方でどうしても残してしまいますので、この点に関しては、省庁の枠を越えて少し政策を打つ必要があるのではないかなという気がしております。

それから、荒廃地の問題でありますとか、担い手がいないとか、受給率がなかなか上がってこないとか議論がありますけれども、私ども、生産の現場の感覚から言うと、所得が

非常に不安定で、しかも他産業に比べると一人当たりの所得が非常に低いと、ここに全てが集約されていると思うんですね。契約社員の給料ぐらいしか農家一人当たりの所得がない中で、担い手をどうやってつくるかという本末転倒の議論であって、所得が上がれば担い手は育ってくるはずなんです。ここの施策をどういうふうに考えていくか非常に大事だというふうに思いますので、この審議会でも是非いろんな角度からの議論をお願いできればありがたいなというふうに思います。

もう一点は、限られた予算の中でそういった効果を上げていくための使い方を重点化する必要があるのではないかなということであります。

あと2点ございますけれども、2点のうちの1点は、農水省の予算は農家が、能力のない農家にじゃばじゃばつぎ込んで、全然答えが返ってきていないじゃないかという意見がありますけれども、例えば、私ども補助金を利用させていただくときに、補助金は確かに私の、個人には補助金出ませんけれども、私どもの口座を通っていくんですけれども、農家に落ちる口座って、お金ってないんですよね。結局、これは日本の農民を通して消費者に新鮮で安全なものを渡すための補助政策であるということの国民理解が非常にないのではないかという気がしています。

その大きな原因がもう一点でありますけれども、1台数百万円する自動車が高いとは誰も言いませんが、ニュースを見ると、必ず安い時期の野菜の価格に比べて少し上がると、野菜が高いというニュースばかりが喧伝されて、非常にそれが日本の農家は高コストである、怠慢であるというふうな国民理解につながってしまっているところがあります。物には原価があるわけですから、是非、国民理解と併せて、メディアに理解をいただかないと、政策がなかなか動かない時代背景になっているんじゃないかなという気がしますので、その点も含めて、視野に入れながら一緒に議論ができればなというふうに思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

○生源寺審議会長 ありがとうございました。それでは、小林委員、よろしくお願いします。

○小林委員 ありがとうございます。今日ご説明いただきました内容につきましては、非常によくまとまっておられると思います。ただ、一方で農林水産業が遭遇しておる問題点というのは本当にもう一刻の猶予も許されないということであろうと思いますので、是非、スピード感、是非、スピード感を上げて一個一個実践していっていただきたい、そういうふうにまず思います。

それと、山内委員からもありましたけれども、それで、もし何かでどうも違うなということであれば、PDCAサイクルをどんどん回していただいて、いつもいつもこれをアップデートしていくということでやっていただきたいなというふうに思います。

また、恐らく、どのタイミングか分かりませんが、TPPということが具体化するという可能性も十分ございますので、またそうなると思いますし、そのときにはどう対応するかということも含めて、やはり、頭の片隅か、頭の真ん中か分かりませんが、ともかくいろんな副案を持ちながらこの議論を進めていくべきだというふうに思います。

また、輸出1兆円、あるいは、6次産業10兆円ということにつきまして、これはやっぱり数字だけが独り歩きじゃなくて、きちっとものにしていくんだという観点で、このブレークダウン、こういうところにこうやっていこうじゃないかということを是非議論をこういうところでしていきたい。そういう観点で、先ほどJAの萬歳委員がお話ありましたように、経済界とJAとはいろんな意味でコワーク、協議をしながら、6次産業化の分野に是非うまく実業として落としていきたいと思っていますので、その辺に関しては是非協力をしていきたいというふうに思っています。

それと、この活性化という、農山漁村の活性化というところで、1,300万人の交流人口と、こうなっておりますので、是非、学校教育も含めて農業ということを物すごく身近に子供たちが感じるような教育のやり方ということもお考えいただきたいと思います。

ちょっとすみません、もう一回、和食に関してですけれども、海外行っておりますと、 和食といってもピンからキリまでいろんな和食がありますので、是非、どういうふうに認 定するかというのは非常に難しいと思いますが、日本のミシュランじゃありませんけれど も、何かそれなりにやはり和食の文化を守るためにもクオリティーということを是非ちょ っとお考えいただきたい。

以上でございます。

○生源寺審議会長 ありがとうございました。 それでは、香高委員、よろしくお願いします。

○香高委員 私からは、基本計画を再考するに当たり、3つの視点についてお願いしたい と思います。

まず1つは、農政を語る時の曖昧な表現をできるだけ排除していただきたいということです。それから、2つ目は、過去の政策の反省をしっかりやっていただきたいということです。それから、徹底的な現状の分析をお願いしたいと思います。

農業では中心的な役割を担う方々を担い手とか認定農業者とか基幹的な農業従事者とか、 はたまた、意欲ある農業者などと時代ごとに、あるいは、政策ごとに異なる呼び方で呼ん できました。政策の整合性、管轄組織との関係上、使い分けられてきた面があるとは思い ますが、これは農業に携わらない人からすると、違いは正直言って全く分かりません。内 輪の理論に基づく表現ではなかったでしょうか。

今後、新規参入者を多く受け入れ、税金をつぎ込み、国民に対して農業の重要性を理解 してもらう上では、こうした曖昧な表現は極力見直すべきだと考えています。例えば、担 い手、これは分かったようで分からない非常に便利な言葉だったと思います。産業界やま ち行く人が担い手と聞いたらどういうことをイメージするでしょうか。多分、想像ですが、 若手の会社員とか若手の人々ということをイメージするのが一般的ではないでしょうか。

農業界では効率的かつ安定的な経営を目指す人と定義してみたり、ある時代では、政治的な意図を背景に、意欲ある農業者という言葉に呼びかえて、すべからく農業者全員をイメージさせた時代もありました。

農政を考える上で、一体誰のための政策を今やっているのか、誰に向けてやろうとしているのか、この重要な根っこの部分をこうした曖昧な言葉で不明確にしたまま、いくらすばらしいプランを描いても、結局は改革の加速は望めないのではないでしょうか。

しかも、政治の事情で数年毎に、方向感が今後も変わるようであれば、過去から言われている猫の目農政と言われても仕方ないと思います。是非、根っこの部分の精査をお願いしたいと思います。

それから、農業改革がなぜ長年必要だと、待ったなしだと言われていながら進まなかったのか、自己反省も含め徹底分析することも不可欠だと思います。失敗の原因が分からなければ方向性もぼやけてしまうと思います。

例えば、担い手に農地が集約される傾向はますます強まっているとよく言われます。これは、政策の方向性として正しい方向なのだと思いますが、その詳細を考える時に、果たして、稲作農家がその集約の傾向の中で多いのか、畑作農家が多いのか、分析は十分に行われているでしょうか。仮に、勢いを増しているのが畑作中心なら稲作の動きを加速させるのにはどのような考えで取り組むべきか再検討の必要があると思います。

あらゆる面で大変手間のかかることだとは思いますけれども、必要だと思えば、統計の 取り方の見直しなども含め検討した上で議論を詰めていければと思います。

是非、農業界の常識を疑っていただいて、分かりやすい言葉の物差しを作り、足元を見

つめ直すことから議論をスタートさせていただくことを要望したいと思います。

○生源寺審議会長 ありがとうございました。

それでは、伊藤委員、よろしくお願いします。

○伊藤委員 小売流通の立場から今日のご説明聞いていて感じたことを2つだけ申し上げたいと思います。

1つは、私ども、ナショナルチェーンではありますけれども、お客様の嗜好はどんどんローカル、地域の味、嗜好、あるいは、地場の野菜、あるいは、生産物というものに向かっております。私ども、そういったものにおこたえすべくやっておりますけれども、直面しますのが、やっぱり、先ほどもありましたけれども、安心・安全の問題になります。こういった基準のことに関しては、より一層議論を深めていただければなというふうに思います。

一方で、仕入れ担当の方、バイヤーたちの話を聞きますと、ここのところ原材料の高騰というところに直面をしております。高騰だけならいいんですけれども、生産物なんかですと、海外ですと、買い負けてしまって買えないというふうなことがあります。先ほど、TPPのお話ありまして、日本の国内の農水産の皆さんの生活を守るということはすごく大事なことではありますけれども、一方で、そういった海外の需要がどんどん増大していく中で、国として、全体として買い負けてしまうというようなこともある。大げさに言えば、食の安全保障といったことになるかと思いますけれども、そういったこと、だからこそ国内なのかもしれませんけれども、国内だけでは賄えない部分があるわけですから、そういった観点でも、TPPの議論を深めていただきたいですし、また、そういったことを一般の消費者の方たちにも理解を深めるということは大事なことかなというふうに考えております。

以上でございます。

○生源寺審議会長 ありがとうございました。 それでは、市川委員、よろしくお願いします。

○市川委員 食のコミュニケーション円卓会議の市川まりこです。

私は、2つ述べさせていただきたいと思います。

これから食料・農業・農村基本計画の見直しをしていくわけですけれども、消費者の視点というものをきちんと取り入れていただきたいと思っています。

今の世の中は多様な消費者から成り立っていると思います。私は安全と品質とコストパ

フォーマンス、この3つにおいては、多分、ほぼ消費者の全ての人たちが視点として取り 入れてほしいところだろうと思っています。

特に、コストの部分においては、農業の様々な政策の中で、例えば、必要な保護なのか、 過剰な保護なのか、そのあたりの見きわめ、見直しをしっかりとやっていただきたいと思 います。これから企画部会で現行計画の検証をしっかりと行うということが書いてありま したので、見直し、検証のところに期待をしたいと思います。

それから、品質のところでは、農林水産省の技術や研究の開発をしっかりと進めていただきたいと思っています。これは、日本が勝てる農業にするためになくてはならないものだと思います。この研究や技術の開発については、もっともっと国民の、消費者に分かりやすくPRもやっていただきたいと思っています。

それから、安全のところにおいて、リスク管理機関である農林水産省においては、これは申すまでもなく、科学的根拠に基づいて合理的な判断で管理を進めていただきたいと思っています。

2つ目は、食育の推進についてです。和食のPR、これから大々的にいろいろされると思います。それに伴って、食育にもエンジンがかかるのではないかなと思います。そういう時に、現場でどのような、先生がどのようなお話をされていて、どのような教材が使われているのか、その内容について、やはり、きちんと把握しておいていただきたいです。

日本の消費者にとって、安全と言われても安心できないというような、安全と安心の乖離の問題は大きいと思っています。特に、農薬、食品添加物、遺伝子組み換え食品、この3つについては、農林水産省において、食育においてダブルスタンダードとならないように配慮していただきたいと思っています。

以上です。

○生源寺審議会長 ありがとうございました。

それでは、安齋委員、よろしくお願いします。

○安齋委員 最後になりましたけれども、私は農業者ですので、現場の声をお話ししてみ たいと思います。

先日、福島市で、人・農地プランのアンケート調査を実施いたしました。規模拡大のアンケートをとりましたら、やはり、家族でできるだけの農地以外は必要ないということでした。やはり雇用ができないというのが、先ほどもお話ありましたように、本音です。雇用して人件費を払うという、それだけの収入、うちでも雇用しておりますが、普通のサラ

リーマン並みの高給な給料は出せないでおりますけれども、やっぱり、そういう方たちの 雇用に対する、どうすれば多くの賃金を払えるかなというところが一番の今課題になって おります。

そういう方たちは喜んで農業をやって下さっておりますので、今のところ2人、新規就 農しました。今、国立大出た方がうちで働いておりますが、その子も最初農業に来たとき はおもしろくはなかったけれども、今、すごく楽しくて、自分で独立してみたいという気 持ちはありますが、やっぱり、その子が独立して、大学時代の同級生達と同じような収入 が得られるかというところがちょっと私たちにも心配なところでございます。

それから、認定農業者制度のことですけれども、認定農業者、年齢とか規模、経営規模の大小を問わないでどなたでも認定を受けることができるというところは、ちょっと私には余りお勧めできないなと思っております。やっぱり、ある程度の規模と5年後の目標、今現在認定しておりますけれども、目標だけで目標を達成できないような方がかなり認定されておりまして、そういう方が今トップになっておりますと、全然農業に対しての前向きな考えが出てきておりませんので、そういったところで制限は少し必要かなと思っております。

それから、農林水産省の方でも大変いい事業とかがありますけれども、県までは来るんですが、各市町村とか小さい私たち農業者の方まではなかなかその事業が届いておりませんので、どうすればそういうところがよく末端の方まで届くかという事が必要かと思われます。

それから、私、今、福島から来ておりますので、被災地のことは余り皆さんに言われておりませんけれども、やっぱり、健康被害、風評被害はまだまだ福島にはありますので、全て生産した物は検査、検査で、それに対する時間的やら労力の他、精神的な負担はたくさんありますけれども、やっぱり、支援ということだけで販売じゃなくて、本当に福島の物が安全だということで買って下さる方、そういう方がたくさん増えていただきたいなと思っております。

11月にも東京の方に販売に来ましたけれども、実際、どこのですかと言われて、福島ですと言うと、じゃ、いいですって、そういうことを私も言われて本当に精神的にも、皆さん農家の人たち沈んでおりますので、消費者の方々も現場を見ていただいて、どんなふうにして作っているか、どういう安全対策をしているか、そういうところもよく見ていただいて、安心して福島の物も買って食べていただけるような、そんな施策をしていただきた

いと思います。

以上でございます。

○生源寺審議会長 ありがとうございました。

それでは、企画部会長の中嶋委員、何かありますか。

○中嶋部会長 ありがとうございます。この後、発言の機会が少なくなるかもしれないので、一言ここで申し上げたいと思います。2つございます。

1つは、今回の基本計画の見直し、今までのやり方ですと、10年ぐらいを見通しながら この5年間の計画を考えるということだと思うんですが、私としては、もう少し長期の視 点も入れていただければなと思っております。

それは、人口減少が本格化し始めて初めての基本計画の見直しだということがポイントであります。今農業を始めた方。例えば、30年後はどうなっているかというと、人口が2,000万人ぐらい減って、40年後には3,000万人ぐらい減っている。これは、働く人が少なくなり売り先が縮んでいるということなんですが、そこまでずっと多分農業続けられると思うんですけれども、そのための備えを今から十分しなければいけない。この大きな社会の変化が起こることは確実でありますから、それを今の段階で十分に考慮した政策の検討というのが必要ではないかなと思っております。

それから、もう一つは、今のことにも少し関係するんですが、農業の持続性を意識した 政策の検討を進めていただければと思っております。食料の安定供給や多面的機能の発揮、 こういったものを進めるに当たって、やはり、農地・水をどのようにフル活用し、維持・ 管理するかということが非常に大事だと思っております。

持続的農業というのは、私は、一種リレーをしながら長距離走をするようなものだというふうに思っております。持続的であるためには、それぞれの走者がきちんとバトンを手渡す必要がある。その場合のバトンというのは、まさに農地・水だと思うんですけれども、今の日本の農村では、このバトンを受ける人がいないところが多くなっております。

そして、今回の構造改革を進めれば、確実にそのバトンを受ける人の数は限られてくる。 例えば、今農村で100人の方がバトンを持って走っている。そのバトンを、例えば、二、 三人の方に全部まとめて渡さなければいけない事態になるんじゃないかと思うんですが、 場合によっては、それをぽろぽろとこぼしてしまうこともあり得るのかなということを懸 念しております。

このようにバトンを落としたりすることがないような、それを支える仕組みというもの

が今回の基本計画での一つの課題ではないかなと思っておりますので、先ほど、持続性の 配慮というのを考えていただきたいと申し上げた次第です。

以上です。

○生源寺審議会長 ありがとうございました。

それでは、事務方から何かご発言ございますでしょうか。 では、皆川次官、よろしくお願いします。

○事務次官 初回でもあり、非常に幅広いご意見をいただいたわけでありますが、今回の基本計画の見直しというのは本当に大事な時期に大事な仕事になったなというふうに思っております。そういった意味で、冒頭、林大臣からも申し上げましたけれども、我々としては、まず現行の基本計画の徹底的な検証というところをしっかりやった上で、その上でこの先々に向けての本当の戦略的なプランということの肉付けをしっかりしていきたいなというふうに思ってございます。

私ども、当然、今回の場合、先ほどご意見も出たんですけれども、やはり、農業政策自体が非常に、当然のことながら、政治との関係ということの中で、様々にやはり大きく動いてきたということが事実でございます。それが、要は、それに振られ過ぎていないかという面も、我々も意識をしておりまして、そういったものがより安定的に、政策としての安定性を増すような形ということをどうやってつくっていくのかといったようなことについても、我々も十分に意を用いながらやっていきたいなというふうに思ってございます。

そのためには、やはり、現場との関係といいますか、やはり、ここの審議会の場というよりも、そのまさに現場でいろいろ起こっていることというものを客観的に認識をして、そこから出てくるものということであれば、要は、説明力が強くなるという意味で、政治的な変動が、変動という中でも振られにくいという形ができてくるんじゃないかというふうには思ってございまして、そういった意味で、なるべくしっかりとしたものができますように組織を挙げて取り組まさせていただきたいということでございます。

今日いただきました、大変幅広いご意見をいただきましたので、それを一つ一つないが しろにすることなく、我々の計画づくりの中に生かさせていただきたいなというふうに思 ってございます。

なお、1つだけ、先ほど、小林委員のほうから和食の正しいものといいますか、いったようなことがあったんですが、実は、安倍総理からも私どもに宿題として出ておりまして、要は、海外で2万数千件だったものが5万5,000件まで日本食、日本の食の店が増えてい

るということでありますが、その中にはいろんな店があるだろうということで、それが誤ったイメージを植えるようなことになってはいかんのではないかというご意見もいただいておりまして、ただ、一方で、公といいますか国が余り出過ぎますと、一時期話題になりました寿司ポリスといったようなことでの批判が出たこともありますので、そういったあたりはよく工夫をしながら具体的な、要は、せっかく和食が無形文化遺産に登録されたということがしっかりと生かされるような形で、そういった問題にも対処していきたいというふうに思っております。

取りあえず、本当にたくさんのご意見をいただきましたので、一つ一つ大事にさせていただきながら、審議の中で生かしていきたいというふうに思っております。

○生源寺審議会長 どうもありがとうございました。

ほかには特にございませんか。

今、次官の、前半のある意味で決意表明をいただいたという気がしておりまして、今日、 委員の皆様方のご発言につきましては、今、次官もございましたように、今後の議論、あ るいは、基本計画の見直しに向けて生かしていくということにして参りたいというふうに 思っております。

なお、審議会自体の存在意義にかかわるようなご発言もあったわけでございます。繰り返しになりますけれども、この5年間の検証、場合によると、必要に応じてもう少し時間軸を延ばして検証するようなことも必要なことがあるかもしれません。それで、いろんな政策なり、あるいは、政治的な状況につきまして、場合によると、辛口の評価ということになるのかもしれませんけれども、それが共感を呼ぶようなものであるためには、何よりもこの審議会の審議の質の高さが多分問われるだろうというふうに思います。広がり、あるいは、深さ、あるいは、時間的な視野、あるいは、今、安定性ということがございましたけれども、そういった意味で、ある意味では質の高い議論をこの場でしていきたいと思いますし、事務局としても是非お支えいただきたいというふうに思います。

次の議題に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。かなり時間が押しているんですけれども、次の議題の白書の件につきましては、企画部会で議論するということになっております。今日は合同の会議ということでございます。ここからの司会進行は中嶋企画部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○中嶋部会長 企画部会長の中嶋です。よろしくお願いいたします。

白書につきましては、企画部会で審議することとされておりますので、私の司会で引き

続き議事を進めさせていただきたいと思います。

それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

○情報分析室長 政策課情報分析室の八百屋でございます。私の方から資料の説明をさせていただきます。

資料番号が9-1になりますが、平成25年度食料・農業・農村白書の構成(案)でございます。

まず、平成25年度食料・農業・農村白書の構成でございますが、冒頭に今年度の大きな動きとしまして、トピックスを2つ設けております。

1つは、先ほどからずっと議論がございますが、農林水産業・地域の活力創造プランの 策定、それともう一つ大きな話題となっております、日本食文化の保護・継承、これらの 動きをまずトピックスで捉えたいと思っております。

続きまして、Ⅱの食料・農業・農村の主な動向というところでございますが、こちらが 白書の動向編の本体ということになりますが、こちらでは基本法の項目に沿いまして、食 料、農業、農村の順に章立てを行って、それぞれ動向の分析を行って参りたいと思います。 また、続きまして、震災からの復興というところで、こちらも引き続き一章を設けてし っかり記述していきたいと考えております。

また、下の留意点でございますが、この白書の作成に当たりましては、国民の皆様の理解と関心が一層高まるよう、できるだけ簡潔で分かりやすい記述に努めるということを考えておりますし、また、より多くの読者の方に読んでいただけるよう、近年若干分量が増えておりますので、スリム化というのも併せて図っていきたいと考えております。

2ページ目でございます。 2ページ目以下では、それぞれの章立ての中における主要な項目をお示ししております。トピックスにつきましては、今申し上げました 2 つの話題について記述していきたいと思っております。

続きまして、主な動向のところの最初でございますが、食料の章でございます。こちらでは、食料の安定供給の確保に向けた取組としまして、まず、世界の食料需給、貿易の動向といったものを踏まえた上で、国内におきます食料自給率の動向、食料消費の動向、食育の推進の動き、そして、食品産業の動向ですとか、いろいろ事件もございましたが、よく話題にもなります食の安全と消費者の信頼確保に向けた取組等について記述したいと考えております。

右側になりますが、2番目の農業の章におきましては、農業の構造改革の推進において、 担い手への農地集積・集約化や農地中間管理機構の創設、そして、先ほど委員からの発言 にありましたが、担い手の動向として、新規就農者や女性農業者の活動の推進についても 触れていきたいと思っております。

また、農業の高付加価値化の推進、こちらでは6次産業化の推進や農林水産物・食品の輸出拡大、そして、産業界との連携、さらには新品種・新技術の開発・普及といった農業の成長産業化に向けた取組を記述して参りたいと思っております。

また、これらに加えまして、主要農畜産物の生産動向や、環境保全を重視した農業生産、農業関連団体の取組等についても記述して参ります。

また、1ページおめくりいただきまして、3ページ目でございます。

こちらが農村分野でございますが、地域資源を活かした農村の振興・活性化といたしまして、ここでは農業の現状、ここは高齢化、人口減少といったところも含まれることになると思います。また、農業・農村の持つ多面的機能の発揮、現実として厳しい状況にあります鳥獣被害の現状、それから、最近の動きとしまして、再生可能エネルギーの推進や、地域資源を活かした農村の振興、そのようないろいろな動きを取り入れていきたいと考えております。また、都市農業の振興についても記述していきたいと考えております。

4つ目としまして、東日本大震災からの復興ということで、ここでは地震・津波からの 復旧・復興に向けた取組ですとか、原発事故からの復旧・復興の取組について、しっかり と記述して参りたいと考えております。

また、その下に施策の案というのがありますけれども、これらの食料・農業・農村の動向を踏まえまして、平成26年度施策について、動向編と同様に基本法の項目に沿った構成で、また、26年度予算案、こちらを基に施策の整理をしていきたいと考えております。

また、もう一つ、最後の資料でございますが、資料9-2をご覧いただければと思います。

こちらは、食料・農業・農村白書の審議の進め方でございます。本日は、1回目としま して白書の構成(案)をお示ししたところでございます。

今後、企画部会におきまして、まずは具体的な記述ぶりとか図表含めて肉付けをしました骨子案についても議論をいただきたいと思っております。また、それらの意見を反映させた概要案、本文案もご説明をしたいと考えております。

これらのご審議を経まして、5月には閣議決定、公表という形にできればと考えており

ます。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○中嶋部会長 ありがとうございました。ただいま事務局より白書の構成案と、それから、 今後の審議の進め方についてご説明をいただきました。

何かご意見、ご質問のある方いらっしゃいますでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、この構成案で進めていただくということにいたしまして、皆様からご了承いただいたということにしたいと思います。

それでは、若干早く議題が終わりましたけれども、この辺で締めさせていただきたいと 思いますけれども、最後に事務局から何かあればお願いいたします。

○政策課長 今後、おおむね1カ月に1回ということで企画部会を開催させていただきます。委員の皆様方におかれましては、事務局からまた日程の調整をさせていただきますので、ご協力いただけますようお願いを申し上げます。

また、次回の会議の日程、開催につきましては、事務局から改めてご連絡をさせていた だきますので、併せてよろしくお願いいたします。

以上です。

○中嶋部会長 それでは、本日の食料・農業・農村政策審議会・同企画部会合同会議はこれにて閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。

18時22分 閉会